

平成 22 年 1 月 5 日

名古屋市議会基本条例制定研究会 協議事項（第 3 回）

1 研究課題

(1) シート⑤（会期等の見直し）

(2) シート⑨（市民参加）、シート⑩（広報の充実）、シート⑪（会議、情報
の公開）

2 個別課題

3 その他

次回 1 月 19 日（火）午後 3 時から

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート⑤

- ・ 審議に必要な適切な会期を設定する。
- ・ 臨時会の招集要請の活用

名古屋市の現状	他議会の状況
<p>■ 定例会の招集回数は年4回、年間会期日数は臨時会を含め110日程度(平成20年)</p> <p>■ 閉会中での活発な委員会活動</p> <p>○ 閉会中の委員会開催日数は述べ130日程度(平成20年)</p>	<p>■ 三重県議会の取り組み</p> <p>○ 定例会の招集回数及び会期の変更……定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、年間総会期日数を240日程度に増やした。《会期等の見直しによる成果》</p> <p>▽ 会期日数を増やしたことにより、地方自治法第179条の規定に基づき知事の専決処分は、平成19年中は3件であったものが、平成20年中は皆無となった。</p> <p>▽ 常任委員会については、定例会中の開催回数を前年同時期の2倍に増やしたことにより、委員会での審査・調査に時間的な余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、請願者や学識経験者を参考人として積極的に招致し、県民の意見を審査に反映させることができた。</p> <p>▽ 公聴会を開催して公述人2人から意見を聴き、審査に反映させることができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>▽ 定例会年2回制の中で、議員間討議や県民参画の機会拡大などの取組を実践し、改善を積み重ねることにより、具体的な成果を挙げていく必要がある。</p> <p>▽ 会期等の見直しの取組について、様々な手段により県民への広報を積極的にを行い、県民の理解と議会に対する信頼を得ていくとともに、さらに県民の参加機会の拡大にも努めていく必要がある。</p> <p>▽ 年間議事予定以外に随時に開催する諸会議等の日程確保が難しいため、日程の設定及び調整方法について検討していく必要がある。</p> <p>▽ 議会の諸活動の増加に伴い、支援に当たる議会事務局の負担が大きくなっており、事務局態勢を充実する必要がある。</p>

(9) 市民参加の促進、市民の多様な意見の反映

- ・市民の多様な意見の把握
- ・市民が参加する機会の確保

名古屋市の現状	他議会の状況
<p>■ 聴聞会の開催</p> <p>■ 懇談会の開催</p> <p>■ 請願・陳情制度</p> <p>○ 口頭陳情の実施</p> <p>■ 市民3分間スピーチ制度の検討</p>	<p>■ 川崎市議会基本条例 (市民との関係)</p> <p>第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。</p> <p>■ 三重県議会基本条例 (県民の議会への参画の確保)</p> <p>第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実を努めるものとする。</p> <p>■ 三重県議会の取り組み</p> <p>○ 住民の議会への直接参加……県民から直接議会に政策提言ができるシステム「政策提案制度」の実施、「みえ県議会だより」による県民意見募集、女性議会等県民との意見交換等の実施、「議長の県民ふれあいトーク」の開催、「三重県議会県民ミーティング」の開催等</p> <p>○ 傍聴規則の見直し……傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁等</p>

(10)広報の充実

- ・情報発信に多様な手段を活用する。
- ・マスコミの活用

名古屋市の現状	他議会の状況
<p>■名古屋市ホームページの運営 ○本会議インターネット中継 ○会議録のインターネット公開</p> <p>■広報なごや市会だよりの発行 ○年5回発行</p>	<p>■川崎市議会基本条例 (広報の充実) 第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例 (広聴広報機能の充実) 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。 2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。</p>
	<p>■三重県議会の取り組み ○三重県議会ホームページの充実 ○本会議のテレビ中継 ○委員会のテレビ・インターネット中継 ○分かりやすい「議会運営用語解説」の作成、配付 ○「わたしたちの県議会」DVDの制作、放映等 ○「みえ県議会出前講座」の実施 ○「編集アドバイザー制度」の導入に向けた検討 ○議長定例記者会見の実施</p>

(11) 会議、情報の公開原則の明確化
 ・傍聴しやすい環境整備
 ・会議資料の公開

名古屋市の現状	他議会の状況
<p>■委員会において傍聴可能（定員7名）。21年11月定例会より最後まで傍聴した傍聴人は委員会資料を持ち帰ることが可能</p> <p>■委員会記録を市会図書室、市政情報センターで閲覧可能</p>	<p>■川崎市議会基本条例（市民との関係）</p> <p>第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。（会議等の公開）</p> <p>第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例（県民の議会への参画の確保）</p> <p>第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。（委員会等の公開）</p> <p>第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。（議会活動に関する資料の公開）</p> <p>第21条 議会は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第</p>

四十二号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

■ 三重県議会の取り組み

- 抽選にもれた傍聴希望者は、別室に設置したモニターテレビで委員会を傍聴
- 委員会会議録を議会ホームページに掲載